

課外活動における感染拡大防止対策の指針

【個人の対策】

- ① 3密（密集・密接・密閉）を回避すること
- ② 手洗いや手指消毒を徹底すること
- ③ マスクを着用すること（運動等の活動内容によってマスクを外すときは、換気のできる空間で適切な距離を保って活動すること）
- ④ 人との身体的距離を基本的に2m（最低1m）空けること
- ⑤ 日常から体調管理に努め、身体に不調を感じた時点で活動を自粛すること

【集団の対策】

- ① 活動参加は、任意であり、強制しないこと
- ② 活動記録をつけること（参加者や場所・活動形態などを記録）
- ③ 部室の利用は、用具の出し入れなど、必要最低限にすること
- ④ 更衣室・シャワー室等の使用はできる限り行わないこと
(使用せざるを得ない場合は人数を最小限にし、更衣室ではマスクを着用すること)
- ⑤ 道具の共用を避けること
- ⑥ タオルやドリンクボトルの共用を禁止すること
- ⑦ 活動の特性に応じた個別の対策を講じること ※1
- ⑧ サークルの責任者は、参加者に各種対策を理解させること
- ⑨ 感染の疑い又は感染者が発生した場合は、速やかに適切な対応をとること
(保健室「新型コロナウイルス感染症対策フローチャート」を参照)
- ⑩ ミーティングなど密集する会議は当面行なわないこと（やむを得ず行う場合にはマスク着用の上、十分な距離を保ち、必要最低限の連絡事項など短時間にとどめる。オンライン会議を利用する。）
- ⑪ 活動終了後は、速やかに解散すること

※1 各活動の中央協会や文科省、スポーツ庁等の示すガイドラインをもとに、活動レベルを3段階程度を目安に定めてください。